

「原材料・エネルギーコスト高対策特別相談窓口」および  
「デフレ脱却等特別相談窓口」設置要綱

(設 置)

第1条 原材料・エネルギーコスト高等の影響に伴い、売上の減少等経営に影響を受けた中小企業が資金調達に支障を来たすことのないよう、「原材料・エネルギーコスト高対策特別相談窓口」および「デフレ脱却等特別相談窓口」（以下、「特別相談窓口」という。）を設置する。

(業 務)

第2条 特別相談窓口は、その目的を達成するため次に掲げる業務を行う。

(1) 緊急対策金融相談業務

㈱日本政策金融公庫におけるセーフティネット貸付（経営支援資金・運転資金円滑化資金）の特別斡旋・大分県中小企業経営改善資金の紹介及び斡旋・別府市中小企業向け融資制度の紹介等の他、市内金融機関への助言・金融全般についての相談を行う。

(2) 緊急対策法律相談業務

原材料・エネルギーコスト高に関連した法律相談業務を行う。

(3) その他

原材料・エネルギーコスト高に係るその他の事故の解決に関する相談業務を行う。

(実施体制)

第3条 本業務の実施機関は別府商工会議所中小企業相談所とし、本業務を効果的かつ円滑に実施するため、関係機関等の協力を得る。

(実施期間)

第4条 本業務の実施期間は、平成26年2月24日より、本目的を達したと認められるまでとする。

(付 則)

この要綱は、平成26年2月24日から施行する。